

事業名 多様な人が、より気軽に相談できるように
法律相談体制を拡充します！

<p>ここがポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆毎週1回、夕方の法律相談を開始します。 ◆英語通訳者が常駐します。 ◆公的資格を有する手話通訳士が対応します。 	<p>事業費</p>	<p>1,069 千円 (令和4年9月～令和5年3月)</p>
-----------------------	--	-------------------	--

区では、金銭貸借や相続・遺言、離婚、住まい等の生活全般に係る法律問題について、区民が弁護士に相談できる仕組みを整えています。これまで、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、電話やオンラインによる相談を開始するなど、利用しやすい法律相談体制の充実に取り組んできました。

相談件数の増加や様々な立場の方の利用を考慮し、更なる利便性の向上に向け、**令和4年9月から法律相談体制を拡充**します。

拡充の概要

- 相談時間帯の拡充**

対面に加えて電話とオンラインでの相談を開始したことで利便性が向上し、相談件数が増加しています。これを受け、さらに利用しやすくなるよう、相談時間帯を拡充します。日中お勤めの方等も利用いただけるよう、新たに**毎週水曜日の午後5時～7時の相談受付を開始**します。
- 英語通訳者の常駐**

港区は人口の約8%にあたる約2万人が外国人です。外国人の方が相談しやすくなるよう、**英語通訳者が常駐**します。
- 派遣による手話通訳士の対応**

区では、令和元年12月1日に「港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を施行しました。法律相談においても聴覚に障害を持つ方により適切に対応できるよう、東京手話通訳者派遣センターに、**公的資格を有する手話通訳士の区への派遣を依頼**します。

	令和2年 10月まで	令和3年 1月から	令和3年 10月から	令和4年9月から
相談方法	対面	対面、 電話	対面、電話、 オンライン	対面、電話、オンライン
相談日時	月・水・金曜 13時から16時			月・水・金曜 13時から16時 水曜 17時から19時
対応言語と1人あたりの対応時間	日本語 ・ 25分			日本語 ・ 25分 英語 ・ 50分 手話 ・ 50分

<p>問合せ</p> 	<p>課長 政策広聴担当 多田 ☎ 03-3578-2480(直通)</p>	<p>・夕方以降の時間帯の英語・手話相談 ・オンラインでの英語法律相談 に対応しているのは、23区で港区だけ！</p>
	<p>係長 区長室広聴担当 鎌田 ☎ 03-3578-2050(直通)</p>	